

## 沼津市における要介護認定期間内の短期入所が半数を超える利用の取り扱いについて

要介護認定の有効期間に応じて、短期入所サービスの利用が下記の日数を超える見込みの場合は、「要介護認定有効期間内の短期入所利用が半数を超える理由書」(別紙様式)を沼津市介護保険課へ提出すること。

- ・有効期間**6**か月の場合 …… **90**日を超えることが見込まれたとき
- ・有効期間**12**か月の場合 …… **180**日を超えることが見込まれたとき
- ・有効期間**18**か月の場合 …… **270**日を超えることが見込まれたとき
- ・有効期間**24**か月の場合 …… **360**日を超えることが見込まれたとき
- ・有効期間**36**か月の場合 …… 360日を超えることが見込まれたとき  
※有効期間初月から 24 か月以上経過している場合は直近の 24 か月の短期入所サービスの利用が 360 日を超えることが見込まれたとき
- ・有効期間**48**か月の場合 …… 360日を超えることが見込まれたとき  
※有効期間初月から 24 か月以上経過している場合は直近の 24 か月の短期入所サービスの利用が 360 日を超えることが見込まれたとき

### 《留意事項》

- ① 連続して30日を超えない利用であっても、毎月(自費利用日数も合わせて)累計した日数を基準とすること。
- ② 「要介護認定有効期間内の短期入所利用が半数を超える理由書」を提出する場合には、以下の書類を添付すること。
  - ・ケアプラン第1表、第2表、第3表
  - ・サービス担当者会議の要点(第4表)
  - ・支援経過記録(第5表) ※利用者の経過がわかる範囲の記録
  - ・2ヵ月前からのサービス利用票と別表
- ③ 理由書等の提出にあたり、各居宅介護支援事業所の管理者にその内容について、確認を受けた上で提出すること。
- ④ 理由書等の提出は基準となる日数を超える前月の 10 日までに提出すること。
- ⑤ 理由書等の提出は、原則として各要介護認定の有効期間について 1 回とするが、有効期間 **36ヵ月** 又は **48ヵ月** の場合など、次回の理由書等の提出時期を指定する場合があります。